

「team NAGASAKI SAFETY」認証希望施設募集要項

1. 「team NAGASAKI SAFETY」について

(1) 目的

新型コロナ禍終息に向けて段階的な観光復興が見込まれる中、宿泊施設（ホテル・旅館）滞在による観光客のコロナウイルス感染への不安や懸念は、当面残るものと想定される。そこで、長崎大学による監修のもと宿泊施設における新型コロナウイルス感染予防対策に関するガイドラインを作成し、感染予防の取り組みを推進する。同時に各施設の取り組み状況を審査認定することにより、安全性を可視化し、宿泊客の感染リスクの不安軽減を図る。県下一体での取り組みにより、県内客誘客はもとより観光喚起策時の他地域との差別化策の柱の一つとする。

(2) 募集期間

随時受付をする。

※募集期間は変更となる可能性があるため、HP上で随時更新をする。

2. 「team NAGASAKI SAFETY」認証について

(1) 認証基準

- ・長崎大学監修の新型コロナウイルス予防の為の「宿泊施設取組ガイドライン」の全項目の取組を行ってもらう。
- ・申請書を提出した施設に対しては、長崎大学監修のビデオ教材を送付する。従業員全員に受講をしていただく。
- ・認証については実地審査を行い、認証を行う。
- ・認証基準については、最新の感染症予防に掛かる長崎大学の知見や関係者の要望等も踏まえて、必要があれば随時見直しを行っていくこととする。
- ・審査においては予め告知をして、訪問をする。
- ・ガイドライン内のチェック項目を満たしていない場合、改善に向けた取組を協議し、認証に向けた取組を実行委員会と共に行う。
- ・認証を受けた施設についても継続して審査を行う。

(2) 認証制度

- ・認証された事業者には認証ステッカー・ポスターを交付し、見やすいところに掲示すること。
- ・認証された宿泊施設の一覧については、専用HPにて掲載する。

※必要となるガイドライン内における感染症対策については各宿泊施設での準備となる。

※認証を受けた宿泊施設については、その旨を自社HP等で公表して良いものとする。

3. 本認証制度の認証制度申請の条件

以下の全ての条件を満たすこと。

- (1) 旅館業法の営業許可を受けているホテル、旅館、民宿施設等（住宅宿泊事業法の届出を含む）。
- (2) 本認証制度について、実施事項を明確に説明できること。
- (3) 本認証制度の実施事項を継続的に実施できること。

4. 認証申請方法

次の書類を提出すること。

- ・認証希望施設申請書（様式第1号）

提出先 新型コロナウイルス予防対策認定実行委員会事務局（JTB 長崎支店内）
〒850-0035 長崎県長崎市元船町14-10 橋本商会ビル別館6/階
連絡先 TEL：095-824-2431 FAX：095-825-0221
提出方法 郵送またはFAX（FAXの場合も後日申請書本通が必要となります）
提出期限 随時受付

5. 遵守事項

- (1) 申請書の記載内容及び実踏調査時に虚偽の報告をしないこと。
- (2) 認証完了の通知を受けた宿泊施設については、実施事項を遵守すること。
- (3) 宿泊施設は、当初の申請内容から変更となった場合は、速やかに事務局まで連絡すること。

本事業に関わるお問い合わせはこちらまで
新型コロナウイルス対策予防対策認定実行委員会事務局
095-824-2431/10:00～17:00(土日祝日除く)